

# 第7回

## 上富良野町農業委員会総会議事録

平成24年1月20日

上富良野町農業委員会

## 第7回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成24年1月20日(火) 午後1時30分から午後 2時10分

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 出席委員 13名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川 長見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	一色 悟	5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈
7	井村 昭次	8	杉本 隆一	9	岡和田 淳
10	石橋 信次	12	青地 修	13	中瀬 実

4 欠席委員

11	富田 成一
----	-------

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
(農林水産大臣申請分)

日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	菊池 哲雄	主任	長谷川 千晃
----------	----	-------	----	--------

## 8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

### 開会の宣言

局長 只今より第7回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。  
6番 井村悦丈 委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議長 今年初めての総会ということですので、一言ご挨拶させていただきます。青地職務代理、各委員皆さん、事務局員、今年一年よろしくお願いいいたします。今年の年明けは、静かにあまり荒れることもなく、正月が過ぎておりますけども、明日は大寒なんですけども、寒いときには寒く、雪が降るときには降ったほうがいいんだという昔からの話があります。このような状況から行きますと、今年は3年間悪かった分を取り戻せるのかな、そのようになってもらわなければ、我々農業者としては困ると思っております。なんとか今年こそ、豊穰の秋を迎えられますようになってほしいものだと思います。

さて、昨年度の農業委員改選によりまして、9名の新しい委員さんが誕生したわけでありまして、あれから6カ月ほど経ちました。だいたい農業委員会の流れとか、仕事とか、そういったものにも慣れてきたのかと思っております。農業委員になって見て、はじめてわかると思うんですけども、農業委員の仕事は、幅が広いものがありまして、総会だけ出ればいいのかと思っておられた方もおられるかもしれませんが、そうではなくて結構出る機会も多く、大変だとも思いますけども、何とかやりくりをしていただいて出席していただきたいと思っております。

これから、一月の後半にかけまして農地のあっせん業務等が始まってまいりますけれども、農地のあっせん、これから発生するであろう遊休農地の対策だとか、転用関係の違反だとか、そういったことを各地域の委員の皆様方が、地域の中を目配せをしていただいて問題が発生したら、大きくならないうちに解決をすれば速やかに物事は解決できると思っておりますので、そういったことがあればすぐに相談をしていただいて、対処してゆく方法をとっていきたいと思っておりますので、そういったことも含めてよろしくお願ひしたいなと思っております。

いずれにいたしましても、13名の委員さんと局長と事務局員の15名で農業委員会の仕事をしてゆくためには、皆さんの協力がなければできないわけでありますので、どんなことでも結構ですから、もしわからない点とか問題点がありましたら、即相談をしていただいて皆さんの知恵を出していただければ、解決のできない問題はないと思っておりますので、是非とも知恵を出していただいて、皆様方の意見をお聞きしながら今年一年をやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。一言述べさせていただきます、ご挨拶にかえさせていただきます。

ただいまから、第7回上富良野町農業委員会総会をはじめます。

これより、会議を進めます。

ただいまの出席委員は、12名であります。

定数に達しておりますので、これより第7回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

---

議長 日程第1 「会議録署名委員の指名」は、会議規則第13条第2項により議長において、9番 岡和田 淳 君、 12番 青 地 修 君を指名いたします。

議 長 日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。  
事務局より、報告第1号を説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権並びに使用貸借権の解約申し出のあった貸主〇〇〇〇、借主 〇〇〇〇 外3件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。

議 長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」

議 長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長

日程第3 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より、議案第1号の説明をいたさせます。 「事務局」

事務局

議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 株式会社 ○○○○ほか3件 について審議を求めます。平成24年1月20日提出  
上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

以下、内容を朗読いたします。

事務局長

4番○○○○さんは、所有地のほかに富良野市に住んでいる○○さんと農業経営基盤強化法による賃貸借契約を結んでいます。今回、息子さんに経営移譲するにあたり、そちらの賃貸借契約は解約して農地法第3条による賃貸借契約を結ぶため準備を進めています。次回総会に、ご審議いただく予定であります。

議 長

関係委員から、提案に関する補足説明をいたします。

1番、2番、4番について、10番 石橋信次 委員。

石橋委員

10番 石橋です。 議案第1号1番、2番、4番について、補足説明をいたします。

1番 出し手の○○○○さんは、水田経営をしていましたが高齢により離農のため売却することになりました。受け手の株式会社○○○○は、平成17年4月に設立された農業生産法人で、○○地区で水稻の作付をしています。今回、規模拡大のため取得することになりました。

所在地は、北○○号と北○○号の間で、東○線道路に面しています。

小麦などを作付する予定です。

2番 出し手の○○○○さんと受け手の○○○○さんは、親子です。○○○○さんは、高齢のため息子さんの○○○○さんに経営移譲をするものです。所在地は、東○線道路と北○○号道路沿いと北○○号と中富良野町の間で東○線道路に面した2か所です。

小麦、大豆、メロン、イチゴ、アスパラを作付する予定です。

4番 出し手の○○○○さんと受け手の○○○○さんは、親子です。

○○○○さんは、高齢のため息子さんの○○○○さんに経営移譲をする

ものです。所在地は、東〇線道路と東〇〇号道路に面している農地と東〇〇線の中富良野町に接している農地と北〇〇号と北〇〇号の間で東〇〇線道路の東側に3か所に分散しています。  
小麦、馬鈴薯、てん菜などを作付予定です。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、議案第1号1番、2番、4番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって、質疑を、終了いたします。  
これより、議案第1号1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、議案第1号2番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、議案第1号4番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、関係委員から、提案に関する補足説明をいたします。  
3番について、9番 岡和田 委員。

岡和田委員 9番 岡和田です。 議案第1号3番について、補足説明をいたします。  
3番 出し手の〇〇さんは既に離農し、受け手の〇〇さんと賃貸借をして  
いましたが、今回売買することになりましたのでご審議いただくものです。  
所在地は、〇町〇丁目で上富良野駅的美瑛よりの東側になり、牧草を作付  
する予定です。慎重審議よろしくお願ひいたします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、議案第1号3番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、議案第1号3番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第2号「農法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。  
事務局より、議案第2号の説明をいたさせます。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。農地法第4条の規定による転用申請のあった、転用計画者 ○○○○について審議を求める。  
平成24年1月20日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。  
申請地は、山林に囲まれ10ha以上の連坦性がなく、農業振興地域以外の第2種農地（その他の農地）と判断されます。植林は、北海道民有林造林補助金を受け、富良野地区森林組合が植林を行うことになっている。

審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございます。  
以下、内容を朗読いたします。 「議案第2号朗読」

議 長 議案第2号1番について、提案に関する補足説明を願います。  
3番 白井 委員

白井委員 3番白井です。申請地は、○○ダム南側高台の山林に囲まれた農地で秋の農地パトロールのときにご覧いただいたところです。シカの食害が多く、遠隔地で自宅から離れている農地で、耕作するのが困難なため山林にすることとしたものです。慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって、質疑を終了いたします。  
これより、議案第2号を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第5 議案第3号「農法第4条の規定による許可申請について（農林水産大臣申請分）」の件を議題といたします。  
事務局より、議案第3号の説明をいたさせます。 「事務局」

事務局

議案第3号について、ご説明いたします。農地法第4条の規定による転用申請のあった、転用計画者 ○○○○について、農地法施行令第7条第2項に基づき意見を付したいので審議を求めます。  
平成24年1月20日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。  
申請地は、山林に囲まれ10ha以上の連坦性がなく、農業振興地域以外の第2種農地（その他の農地）と判断されます。植林は、北海道民有林造林補助金を受け、富良野地区森林組合が植林を行うことになっています。本件は、転用計画面積が4ha以上のため農林水産大臣の許可を受けるため、農業委員会の意見を付して、北海道知事に送付すると定められています。審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございます。以下、内容を朗読いたします。 「議案第3号朗読」

議 長

議案第3号について、提案に関する補足説明を願います。  
3番 白井 委員

白井委員

3番白井です。議案第2号の○○○○さんと○さんは親子です。所在地は、先程の○○○○さんの隣接地で、森林組合により植林を行うこととしています。慎重審議、よろしくお願いいたします。

議 長

これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長

これをもって、質疑を終了いたします。  
これより、議案第3号を採決いたします。  
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第6 議案第4号「農法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より、議案第4号の説明をいたさせます。 「事務局」

事務局

議案第4号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定による転用申請のあった土地所有者 ○○○○、転用計画者 ○○○○  
他2件について審議を求めます。

平成24年1月20日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

1番は、農業振興地域内の農用地ですが、農業用施設建設のため用途変更がされた農地です。

2番は上富良野町が、冬季間借りて町道の雪捨て場として使用するための一時転用です。

3番は、農地整備に伴う粘土採取のための一時転用です。

審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございます。

以下、内容を朗読いたします。 「議案第2号朗読」

議 長

議案第4号1番、3番について、提案に関する補足説明を願います。

4番 一色 委員

一色委員

4番、一色です。議案第4号1番と3番について補足説明いたします。

1番ですが、土地所有者の○○○○さんと転用計画者の○○○○さんは、親子です。場所は、お二人の住宅のすぐ横、裏になります。

地図上の広がっているところは河川です。土地は、河川と宅口に挟まれた不整形な農地です。農業機械などの保管場所にしたいという転用です。

つづいて3番についてですが、場所は、西○線北○○号で○○さんの住宅が西○線沿いにありますが、そこから北側に行きまして右側になります。昨年、船引さんから買い受けた農地です。粘土を採取したいということで、土地改良を兼ねて粘土を採取し、そののち火山灰を入れて農地に戻したいということになっています。

慎重審議のうえ、お認めくださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって、質疑を終了いたします。  
これより、議案第4号1番を採決いたします。  
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 これより、議案第4号3番を採決いたします。  
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第4号2番について、提案に関する補足説明を願います。  
8番 杉本委員

杉本委員 8番 杉本です。  
申請地は、西〇線と北〇〇号道路に面している、〇〇〇〇〇工場と  
〇〇〇〇〇ハイツの近くです。現在は、牧草地になっています。  
雪捨て場として利用し、雪解け後は牧草地として利用することになります。  
隣接地も牧草地として利用されています。  
慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号2番を採決いたします。  
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。  
第7回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 ご起立ください。 「礼」

以上、報告3件、諮問1件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時10分

上記第7回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名押印する。

平成24年1月20日

上富良野町農業委員会 会長 印

上富良野町農業委員 印

上富良野町農業委員 印